

福島県条例第百二十号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 商業まちづくりの推進に関する施策

第一節 商業まちづくり基本方針等(第六条—第八条)

第二節 特定小売商業施設の立地に関する広域の見地からの調整(第九条—第十七条)

第三節 地域貢献活動(第十八条—第二十一条)

第三章 福島県商業まちづくり審議会(第二十二条—第二十四条)

第四章 雑則(第二十五条・第二十六条)

第五章 罰則(第二十七条・第二十八条)

附則

わたしたちのまちは、人々が暮らし、集い、及び様々な活動を行う場であり、長い歴史を刻みながら、そこに暮らす人々によって地域の特性を生かした個性豊かな伝統と文化が作り出されてきた。

そのまちの中で、小売業は、人々の暮らしを支えながら、それぞれの時代の文化を育むなど、県民生活と深く関わるとともに、まちの魅力の形成にも寄与してきた。

一方、自動車の普及等を背景に小売商業施設が郊外に立地する状況が依然として続いている。

さらに、本県が今まで経験しなかった人口減少や急速な高齢化が進行する中で、まちづくりに関する様々な課題が生じているが、とりわけ複数の市町村のまちづくりに影響を及ぼす特に規模の大きな小売商業施設の立地について、これからのまちづくりや小売業のあり方の観点から改めて考える必要性が高まっている。

今こそ、将来に向かって、環境への負荷の少ない持続可能なまちづくりや歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりの考え方に基づき、県にあっては特に規模の大きな小売商業施設について広域の見地から適正な配置を推進し、地域住民及び小売事業者等にあっては魅力あるまちづくりに向けて相互に協力し地域に貢献することが必要である。

このため、新しい時代にふさわしいふくしまのまちづくりを推進していくことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、商業まちづくりの推進に関し、県、小売事業者等及び県民の責務を明らかにし、基本的な方針及び特に規模の大きな小売商業施設の立地について広域の見地から調整するために必要な事項等を定めることにより、商業まちづくりに関する施策

を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「小売商業施設」とは、小売業(規則で定める小売業をいう。以下同じ。)の用に供される一の建築物(一の建築物として規則で定めるものを含む。)をいう。

2 この条例において「まちづくり」とは、県民がそれぞれ生活している地域を、その地域に関係する県民、団体、事業者及び地方自治体が単独で、又は協力して、より快適で魅力あるものにしていく諸活動をいう。

3 この条例において「社会資本」とは、道路、水道、下水道その他規則で定める公共の用に供する施設をいう。

4 この条例において「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」とは、環境への負荷(福島県環境基本条例(平成八年福島県条例第十一号)第二条第一項に規定する環境への負荷をいう。)並びに新たな社会資本の整備及び管理の負担をできる限り増大させないことに配慮しながら、自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりをいう。

5 この条例において「商業まちづくり」とは、持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの推進と調和した小売商業施設の立地その他の商業に係る活動をいう。

6 この条例において「店舗面積」とは、小売業を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

7 この条例において「特定小売商業施設」とは、小売商業施設であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 店舗面積の合計が規則で定める面積(以下「基準店舗面積」という。)以上のもの

二 店舗面積の合計の算出が困難な場合にあつては、当該小売商業施設の延べ面積(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二条第一項第四号に規定する建築物の各階の床面積の合計をいう。以下同じ。)が規則で定める面積(以下「基準延べ面積」という。)以上のもの

8 この条例において「小売事業者等」とは、小売業に属する事業を営む者及び小売商業施設を設置する者並びに商工会議所、商工会その他規則で定めるまちづくりに関係する団体をいう。

9 この条例において「土地利用関係計画」とは、次の各号のいずれかに該当する構想、計画又は方針をいう。

一 市町村が定める当該市町村における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想(当該基本構想に基づき策定される基本計画及び実施計画を含む。)

二 国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第七条第一項の都道府県計画、同法第八条第一項の市町村計画又は同法第九条第一項の土地利用基本計画

三 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六条の二の都市計画区域の整備、開発及び

保全の方針又は同法第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針

四 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条第十四項の規定により公表された同項の認定基本計画

五 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第一項の農業振興地域整備計画

六 その他規則で定める土地利用に関する構想、計画又は方針

10 この条例において「立地市町村」とは、第九条第一項の規定による届出に係る特定小売商業施設の新設の予定地の所在する市町村をいう。

11 この条例において「隣接市町村」とは、立地市町村に隣接する市町村をいう。

12 この条例において「地域貢献活動」とは、自発的に行うまちづくりの推進に寄与する活動をいう。

(平一八条例九四・平二三条例七七・平二六条例六六・一部改正)

(県の責務)

第三条 県は、商業まちづくりの推進のための基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るとともに、小売事業者等及び県民の自発的な参加を促すよう努めるものとする。

(小売事業者等の責務)

第四条 小売事業者等は、その活動が商業まちづくりの推進に果たす役割が大きいことにかんがみ、その活動を行うに当たっては、自ら商業まちづくりの推進に努めるとともに、県が実施する商業まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第五条 県民は、商業まちづくりがまちづくりの推進に占める意義が大きいことにかんがみ、県が実施する商業まちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 商業まちづくりの推進に関する施策

第一節 商業まちづくり基本方針等

(商業まちづくり基本方針)

第六条 知事は、商業まちづくりの推進に関する基本的な方針(以下「商業まちづくり基本方針」という。)を定めなければならない。

2 商業まちづくり基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 商業まちづくりの推進の意義

二 商業まちづくりの推進に関する基本的な方向

三 次条第一項の規定により市町村が定める基本的な構想の指針となるべき事項

四 特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制に関する事項

五 その他商業まちづくりの推進に関する基本的な事項

- 3 知事は、商業まちづくり基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、福島県商業まちづくり審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、商業まちづくり基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、商業まちづくり基本方針の変更について準用する。

(商業まちづくり基本構想)

第七条 市町村の長は、商業まちづくり基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内における商業まちづくりの推進に関する基本的な構想(以下「商業まちづくり基本構想」という。)を定めることができる。

- 2 商業まちづくり基本構想には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 商業まちづくりの推進に関する基本的な方針
- 二 小売商業施設の誘導及び抑制を図る地区に関する事項
- 三 商業まちづくりの推進のための施策に関する事項
- 四 その他商業まちづくりの推進に関し必要な事項

- 3 市町村の長は、商業まちづくり基本構想を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該商業まちづくり基本構想の写しを知事に送付するものとする。

(市町村の取組への支援)

第八条 知事は、商業まちづくり基本方針に基づき、商業まちづくり基本構想の策定、商業まちづくりの推進に係る土地利用関係計画の策定、商業まちづくりの推進に係る条例の制定等を行おうとする市町村に対し、助言その他必要な支援を行うものとする。

- 2 知事は、商業まちづくり基本構想を策定した市町村の当該商業まちづくり基本構想に基づく商業まちづくりの推進のための事業の実施を促進するため、必要な支援を行うものとする。

第二節 特定小売商業施設の立地に関する広域の見地からの調整

(新設の届出)

第九条 特定小売商業施設の新設(建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより特定小売商業施設となる場合であって、その変更により増加する店舗面積の算出が困難でないときは当該増加する店舗面積が基準店舗面積以上、その他のときはその変更により増加する建物の延べ面積が基準延べ面積以上となる場合を含む。以下同じ。)をする者(小売業を行うための店舗以外の用に供し、又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し、又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面(以下「新設届出書」という。)により、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 特定小売商業施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 特定小売商業施設の名称
 - 三 特定小売商業施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地(特定小売商業施設及びこれに附属する規則で定める施設の敷地をいう。)の面積
 - 四 特定小売商業施設の新設の予定地の開発行為(土地の区画形質の変更をいう。)及び特定小売商業施設の新築、小売商業施設の増築若しくは改築又は小売商業施設への用途の変更の着手予定日
 - 五 特定小売商業施設の新設の予定日
 - 六 特定小売商業施設の店舗面積の合計及び延べ面積
 - 七 特定小売商業施設の集客予定数及び集客予定区域並びにそれらの算出根拠
 - 八 特定小売商業施設の新設の予定地の選定理由
- 2 前項の届出には、規則で定める資料及び次の事項を記載した書面を添付しなければならない。
- 一 新設届出書の内容と商業まちづくり基本方針及び県の土地利用関係計画との適合についての見解及びその理由
 - 二 新設届出書の内容と立地市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画(当該立地市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあっては、土地利用関係計画)との適合についての見解及びその理由
 - 三 特定小売商業施設の新設が集客予定区域の所在する市町村(立地市町村を除く。)の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画(当該市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあっては、土地利用関係計画)の実現に与える影響についての見解及びその理由
 - 四 特定小売商業施設の新設の予定地の周辺の交通機関の状況及び特定小売商業施設へ到達するための交通手段の状況
 - 五 新設届出書の内容に関連して行う地域貢献活動の基本的方向
 - 六 その他新設届出書の内容に関して規則で定める事項
- 3 第一項の規定による届出は、特定小売商業施設の新設について法令の規定による許可、認可その他の処分規則で定めるもの(以下「許可等」という。)を要することとされているときは、当該許可等に係る申請その他の手続に先立って行うよう努めなければならない。
- 4 知事は、第一項の規定による届出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該届出の概要を公告するとともに、当該届出及びその添付資料等を公告の日の翌日から起算して三月間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 5 知事は、第一項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を当該届出に係る立地市町村及び隣接市町村の長に通知するとともに、当該届出に係る新設届出書及び

その添付資料等の写しを当該立地市町村及び隣接市町村の長に送付するものとする。

- 6 第一項の規定は、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一項第一号に規定する市街地再開発事業に係る特定小売商業施設の新設については、適用しない。

(届出事項の変更及び新設届出書の廃止等)

第十条 前条第一項の規定による届出に係る特定小売商業施設について、当該特定小売商業施設の新設をする日までの間に、当該届出に係る同項第一号から第六号までに掲げる事項の変更(同項第六号に掲げる事項の変更にあつては、規則で定める軽微な変更に限る。)をしたときは、同項の規定による届出をした者(次項及び第三項において「新設届出者」という。)は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 前条第一項の規定による届出に係る特定小売商業施設について、当該特定小売商業施設の新設をする日までの間に、同項第六号に掲げる事項の変更(前項の変更を除く。)をするときは、新設届出者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を書面により知事に届け出なければならない。

- 3 前条第一項の規定による届出に係る特定小売商業施設について、当該届出に係る特定小売商業施設の新設をしないこととしたときは、新設届出者は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

- 4 第一項の規定による届出には、規則で定める資料を添付しなければならない。

- 5 前条第二項及び第三項の規定は第二項の規定による届出に、同条第四項の規定は第一項及び第二項の規定による届出に、同条第五項の規定は第一項から第三項までの規定による届出について準用する。

(周辺市町村の指定)

第十一条 立地市町村及び隣接市町村以外の市町村の長は、第九条第四項(前条第五項において準用する場合(同条第二項について準用する場合に限る。))を含む。次条第一項並びに第十三条第一項及び第二項において同じ。)の公告の日の翌日から起算して二週間以内に、規則で定めるところにより、周辺市町村の指定を知事に申請することができる。

- 2 知事は、前項の申請の日の翌日から起算して二週間以内に、当該申請をした市町村を周辺市町村として指定するものとする。ただし、指定をしないことについて相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 知事は、前項の規定による指定をしたときは、速やかに、第九条第一項又は前条第二項の規定による届出に係る新設届出書又は変更届出に係る書面及びその添付資料等の写しを当該周辺市町村の長に送付するとともに、当該指定をした旨を公告するものとする。

- 4 知事は、第二項の規定による指定をしたときは、速やかに、その旨を立地市町村及び隣接市町村の長並びに第九条第一項又は前条第二項の規定による届出をした者(以下「新設届出者等」という。)に通知するものとする。

- 5 知事は、第二項ただし書の規定により周辺市町村の指定をしないときは、その旨及び

その理由を第一項の申請をした市町村の長に通知するものとする。

(説明会の開催)

第十二条 新設届出者等は、規則で定めるところにより、第九条第四項の公告の日の翌日から起算して一月を経過した日から同日の翌日から起算して一月を経過する日までの間に、立地市町村内において、当該届出の内容を周知させるための説明会(以下この条において「説明会」という。)を開催しなければならない。

- 2 新設届出者等は、必要があると認めるときは、隣接市町村又は周辺市町村内において、説明会を開催するものとする。
- 3 新設届出者等は、説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを当該説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。
- 4 新設届出者等は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事並びに立地市町村、隣接市町村及び周辺市町村(以下「関係市町村」という。)の長の意見を聴くことができる。
- 5 新設届出者等は、説明会の終了後、遅滞なく、規則で定めるところにより、説明会で述べられた意見の概要及び当該意見についての見解を知事に報告しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(市町村の長等の意見)

第十三条 知事は、第九条第四項の公告の日から三月以内に、関係市町村の長に、規則で定めるところにより、当該公告に係る新設届出書の内容について、商業まちづくりの推進の見地からの意見及びその理由を聴かななければならない。

- 2 関係市町村の住民等(当該市町村の区域内に居住する者、当該市町村において事業活動を行う者及び当該市町村に存する団体をいう。次項において同じ。)は、第九条第四項の公告の日の翌日から起算して三月以内に、知事に対し、当該公告に係る新設届出書の内容について、商業まちづくりの推進の見地からの意見を述べることができる。
- 3 第一項の聴取に係る意見及び前項の意見は、立地市町村の長及び住民等にあつては第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項を、隣接市町村及び周辺市町村の長及び住民等にあつては第一号及び第三号から第六号までに掲げる事項を勘案して述べなければならない。
 - 一 新設届出書の内容と商業まちづくり基本方針及び県の土地利用関係計画との適合
 - 二 新設届出書の内容と立地市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画(当該立地市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画)との適合
 - 三 特定小売商業施設の新設が隣接市町村又は周辺市町村の商業まちづくり基本構想及び土地利用関係計画(当該隣接市町村又は周辺市町村が商業まちづくり基本構想を定めていない場合にあつては、土地利用関係計画)の実現に与える著しい影響の有無及び

その内容

四 特定小売商業施設の新設の予定地の周辺の交通機関の状況及び当該特定小売商業施設へ到達するための交通手段の状況

五 特定小売商業施設の新設に伴って予測される新たな社会資本の整備等の内容

六 新設届出者等が行おうとする地域貢献活動の基本的方向

- 4 知事は、第一項の規定による意見の聴取をしたとき又は第二項の規定による意見の陳述があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該聴取した意見及び当該陳述があった意見の概要を公告するとともに、これらの意見を公告の日の翌日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

(県の意見等)

第十四条 知事は、前条第四項の公告の日の翌日から起算して三月以内かつ第九条第一項又は第十条第二項の届出のあった日の翌日から起算して七月以内に、前条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見に配意し、同条第三項第一号から第五号までに掲げる事項を勘案して、新設届出者等に対し、当該公告に係る新設届出書の内容について、商業まちづくりの推進の見地から、意見を有する場合には当該意見を述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。

- 2 知事は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、福島県商業まちづくり審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、規則で定めるところにより、第一項の規定により意見を述べた場合にあつては当該意見の概要を、同項の規定により意見を有しない旨を通知した場合にあつてはその旨を、速やかに公告するとともに、当該意見又は通知の内容を公告の日の翌日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 新設届出者等は、第一項の規定により知事が意見を述べたときは、当該意見についての対応及びその理由を知事に報告しなければならない。
- 5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該報告の概要を公告するとともに、当該報告の内容を公告の日の翌日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない。

(勧告及び公表)

第十五条 知事は、前条第四項の規定により報告のあった新設届出者等の対応が同条第一項の規定により知事が述べた意見を適正に反映しておらず、かつ、当該対応に基づき特定小売商業施設の新設がなされると商業まちづくりの推進に著しく支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その報告を受けた日の翌日から起算して二月以内に、新設届出者等に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、福島県商業まちづくり審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 知事は、第一項の規定による勧告をしたときは、速やかに、規則で定めるところによ

り、その旨を公告するものとする。

- 4 新設届出者等は、第一項の規定による勧告を受けたときは、遅滞なく、当該勧告についての対応及びその理由を知事に報告しなければならない。
- 5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該報告の概要を公告するとともに、当該報告の内容を公告の日の翌日から起算して一月間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 6 知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったとき又は第四項の規定による報告をしなかったときは、その旨を公表することができる。

(工事着手の制限)

第十六条 新設届出者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日以後でなければ、当該届出に係る特定小売商業施設の新設に係る工事に着手してはならない。

一 第十四条第一項の規定により知事が意見を述べた場合 同条第四項の規定により当該意見に係る対応の内容及びその理由を知事に報告した日の翌日から起算して二月を経過した日

二 第十四条第一項の規定により知事が意見を有しない旨を通知した場合 当該通知の日

- 2 知事は、新設届出者等が前項の規定に違反し工事に着手したときは、当該新設届出者等に対し、当該届出に係る特定小売商業施設の新設に係る工事の中止を勧告することができる。
- 3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく、当該勧告に従わなかったときは、当該勧告を受けた者の氏名又は名称を公表することができる。
- 4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第二項の規定による勧告を受けた者に、意見陳述の機会を与えなければならない。

(新設の報告)

第十七条 新設届出者等は、特定小売商業施設の新設をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

第三節 地域貢献活動

(地域貢献活動計画)

第十八条 第一号及び第二号に掲げる者は当該特定小売商業施設の新設の日までに、第三号に掲げる者は当該特定小売商業施設とする日までに、それらの日の属する営業年度分の地域貢献活動に係る実施計画(以下「地域貢献活動計画」という。)を作成し、その内容を記載した書面を知事に提出しなければならない。

一 新設届出者等

二 第九条第六項の規定に係る特定小売商業施設の新設をする者

三 建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより特定小売商業施設とする者であつて、前二号に掲げる者以外のもの

2 知事は、前項の規定による書面の提出があつたときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該書面に係る地域貢献活動計画の内容を公表するものとする。

(新設届出者等が配慮すべき事項)

第十九条 知事は、第十三条第四項の公告をしたときは、速やかに、同条第一項の規定により関係市町村の長から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見のうち第九条第二項第五号に掲げる事項に関するものを新設届出者等に通知するものとする。

2 新設届出者等は、前条第一項の地域貢献活動計画の作成に当たっては、第十二条第一項の規定による説明会で第九条第二項第五号に掲げる事項に関し述べられた意見及び前項の規定による通知に係る意見に配慮するものとする。

(地域貢献活動協定)

第二十条 知事は、必要があると認めるときは、第十八条第一項各号に掲げる者に対し、地域貢献活動計画の実施に関する協定を締結するよう求めることができる。

2 知事は、前項の協定を締結したときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

(計画及び実施状況の報告)

第二十一条 第十八条第一項各号に掲げる者は、規則で定めるところにより、毎営業年度(同項に規定する営業年度を除く。)、前営業年度分の地域貢献活動の実施状況及び当該営業年度分の地域貢献活動計画を作成し、その内容を記載した書面を知事に提出しなければならない。ただし、当該特定小売商業施設が特定小売商業施設でなくなったときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定による書面の提出があつたときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

第三章 福島県商業まちづくり審議会

(設置及び権限)

第二十二条 知事の附属機関として福島県商業まちづくり審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を審議するほか、知事の諮問に応じ、商業まちづくりの推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、商業まちづくりの推進に関する事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第二十三条 審議会は、委員七人以内で組織する。

2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、商業まちづくりの推進に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第二十四条 この章に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 雑則

(報告の徴収)

第二十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、新設届出者等に対して報告を求めることができる。

(委任)

第二十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

第二十七条 第九条第一項又は第十条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年十月一日から施行する。ただし、第一章、第二章第一節及び第三章の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に当該特定小売商業施設の新設について許可等に係る申請その他の手続が行われている特定小売商業施設の新設については、第九条第一項の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に特定小売商業施設を設置している者は、この条例の施行の日の翌日から起算して三十日以内に、当該条例の施行の日の属する営業年度分の地域貢献活動計画を作成し、その内容を記載した書面を知事に提出しなければならない。

4 附則第二項の規定に係る特定小売商業施設の新設をする者は、その新設の日までに、当該新設の日の属する営業年度分の地域貢献活動計画を作成し、その内容を記載した書面を知事に提出しなければならない。

5 知事は、前二項の規定による書面の提出があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、当該書面に係る地域貢献活動計画の内容を公表するものとする。

6 第二十条及び第二十一条の規定は、附則第三項に規定する特定小売商業施設を設置している者及び附則第四項に規定する特定小売商業施設の新設をする者について準用する。

附 則(平成十八年条例第九十四号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成二十三年九月三十日までの間は、改正後の福島県商業まちづくりの推進に関する条例第二条第九項第四号中「認定基本計画」とあるのは、「認定基本計画及び中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第五十四号)第一条の規定による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律第六条第六項の規定により公表された同条第一項の基本計画」とする。

附 則(平成二十三年条例第七十七号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十五号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第二条第九項第四号の改正規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第三十七号)の公布の日から起算して三月を経過した日又は地方自治法の一部を改正する法律の施行の日の翌日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 (平成二十六年条例第六十六号)

この条例は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律 (平成二十六年法律第三十号) の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。